

発議第9号

教職員定数改善計画の策定・実施と教育予算拡充を求める意見書について

教職員定数改善計画の策定・実施と教育予算拡充を求める意見書を次のとおり提出する。

平成29年10月17日 提出

松阪市議会議員 楠谷 さゆり
久松 倫生
西村 友志

教職員定数改善計画の策定・実施と教育予算拡充を求める意見書

2011年4月の「義務標準法」改正により、小学校1年生の35人以下学級が実現し、2012年には、法改正による引き下げではないものの、小学校2年生への実質的な拡大が実現した。

三重県では、現在、小学校1・2年生の30人学級、中学校1年生の35人学級が実施（いずれも下限25人）されているが、その他の学年については、義務標準法にしたがって、40人学級が基本となっている。

経済協力開発機構（OECD）加盟国と比較すると、日本の1クラス当たりの児童生徒数は小学校27人、中学校32人と、平均（小学校21人、中学校23人）を大きく上回っている。

教員が教科指導・生徒指導・部活動指導等を一体的に行う「日本型学校教育」は、国際的にも高く評価されている一方で、複雑化・多様化する課題が教員に集中し、より教員の多忙化を招いている。

松阪市においても、フィリピンをはじめ外国につながる子供たちへの日本語指導や、障がいのある子供たちに対する支援など、個々の子供たちに合わせた対応が求められている。教職員の加配定数は、そのときの財政状況に強く左右される。教育の諸課題に対応し、子供たち一人一人に向き合うためには、少人数教育の推進を含む計画的な教職員定数改善によって、安定的な基礎定数を確保することが必要である。

2013年における日本の教育機関に対する公財政支出は、対GDP比3.5%で、OECD加盟国平均4.8%に及ばない。

よって国においては、教育予算を拡充し、教職員配置の拡充も含めた教育条件の整備を進めていくことが、山積する教育課題の解決を図り、子供たち一人一人を大切に、子供たちの豊かな学びを保障することにつながることから、教職員定数改善計画の策定・実施と教育予算の拡充を強く要望する。

以上、地方自治法第 99 条の規定により意見書を提出する。

平成 29 年 10 月 17 日

三重県松阪市議会議長 山 本 芳 敬